

令和7年度 佐賀県救護施設整備費補助金 協議対象事業 募集要項

I 整備方針（国庫補助協議対象事業）

佐賀県では、要保護者（精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコール等の依存症のある者、DVや虐待の被害者、ホームレス等、様々な生活課題を抱え日常生活を営むことが困難な者。以下「入所者」という。）が入所する救護施設に対し、その設置者が行う施設整備の費用を補助することで、入所者への福祉サービスの維持・向上を図ることを目的に、次のとおり整備方針を定めます。

(1) 優先的な協議対象

① 入所者の生命維持に関する整備

入所者へ適切な生活環境を提供し、その生命の維持と最低生活を保障するため、以下に該当するものを優先的な協議対象とします。

- (ア) 熱中症予防等、入所者の生命維持や健康被害防止のために整備するもの
- (イ) 災害対策のために整備するもの
- (ウ) その他、入所者の生命維持のために行う整備のうち県が認めるもの

② 入所者の地域移行に関する整備

入所者の地域移行や地域共生社会の実現を推進するため、以下に該当するものを優先的な協議対象とします。

- (ア) 入所者と地域住民の交流のため、施設内の地域交流スペースを整備するもの
- (イ) その他、入所者の地域移行推進のために行う整備のうち県が認めるもの

(2) 留意すべき事項

- ① 真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象としてください。
- ② 国・県の予算に限りがあることから、補助事業として採択できるとは限りません。採択されない場合の対応も想定しておいてください。
- ③ 国の整備方針や通知等により補助対象事業が変更となる場合があります。
- ④ 佐賀県福祉のまちづくり条例にかかる施設整備基準に適合させてください。
- ⑤ 整備用地が確保され、土地利用規制や排水等に問題が無いことが要件です。抵当権の設定された用地、契約期間が短すぎる借地、土砂災害防止等の警戒区域、農業振興地域等における施設整備は協議対象にならない場合があります。
- ⑥ 必要に応じて関係者（関係市町、土木部局等）との調整を十分行ってください。
- ⑦ 協議の対象は、令和7年度の単年度事業で、年度内に県の完成検査を行う必要があります。事業着手（入札・契約手続き等）は、国の内示（例年7月頃）を受け、県が法人への内示を行った後となるため、工期は約9か月以内（法令上の各種検査、手直し工事等及び検査済証受領を含め、原則2月末まで）であることが必要です。

- ⑧ 国の補助の内示前に、事業着手（契約）したものは、内示があつた場合でも、補助の対象外となります。このため、協議に必要な基本設計等の費用は補助の対象となりません。
- ⑨ 県暴力団排除条例により、役員等に暴力団員があるもの等は、補助対象者となることができません。国との協議等に先立ち、役員等に暴力団員がいないこと等について、県警察本部に確認を行うことがあります。
- ⑩ 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効となります。
- ⑪ 法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」としてください。
- ⑫ 協議書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- ⑬ 国庫補助の内示後は原則として辞退できませんので、整備計画の見直しが必要な場合は早めに県にご相談下さい。
- ⑭ 施設の新規整備について、災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、原則補助の対象となりません。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、必要に応じて、安全上及び避難上の対策を補助の条件とする予定です。
- ⑮ 既設法人で直近の決算において負債が資産を上回っている場合や、新設法人で建設自己資金及び法人の年間事業費の1/12に相当する額以上の運営資金の確保ができない場合は、補助の対象となりません。

2 補助事業の概要

(1) 整備区分

整備区分	整備内容	目安等
創設	新たに施設を整備すること。	新たに指定を受ける施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増員に伴い、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。	増築及び改築を同時に行うもの。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	部分改築（柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合）、移転改築を含む。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。	増員を伴わずに、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合。

大規模修繕等	既存施設について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成 28 年 11 月 18 日社援発第 1118 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	柱等のほか、外壁も残し、建物の内側だけを新しくする場合。 総事業費が一定の範囲内等の金額であること。
スプリンクラー設備等整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	消防法施行令及び同規則に基づく設備の整備。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。	—
応急仮施設整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	長時間継続する災害により必要と認められる応急仮施設整備。

(2) 補助金額等の概要

① 補助金額の算定方法（千円未満切り捨て）

整備区分	算定方法
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備	補助対象経費（工事費・工事請負費及び工事事務費）に 3/4 を乗じた額。 （ただし、国の交付要綱別表により算出された基準額が上限）
上記以外の整備	補助対象経費（工事費・工事請負費及び工事事務費）と、国の交付要綱別表に定める基準額を比較して少ない方の額に、3/4 を乗じた額。

※ 詳しくは国及び県の交付要綱をご確認ください。

※ 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）は、工事費・工事請負費の 2.6%が上限額。

※ 解体撤去工事及び仮施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会福祉施設整備に伴う場合のみ対象。

② 補助事業の負担割合 ： 国 2/4 県 1/4 法人 1/4

③ 補助対象外経費となる主なもの

- (ア) 他の補助金の交付を受けて整備するもの
- (イ) 外構・緑化工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、駐車場看板、造園植栽、外灯等）
- (ウ) 土地の買収又は整地に要する費用
- (エ) 既存建物の買収に要する費用
- (オ) 職員の宿舎に要する費用
- (カ) 施設に固定していない設備等
- (キ) 不動産登記関係手数料
- (ク) 各種申請手数料（電力会社、水道局、消防局等）
ただし、建築確認及び完了申請に係る費用は補助対象
- (ケ) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (コ) その他施設整備費として適当と認められない費用（租税公課、借地料等）
- (サ) 用途上補助対象でない部分（面積）に係る工事請負費・工事監理費
例：法人事務局、日中一時支援、介護サービス事業所 など

3 協議書類の提出について

補助を協議する法人は、以下のとおり協議書類を提出してください。提出期限において書類に不備・不足がある場合、審査対象外となることがありますので、期限に余裕をもってご提出ください。なお、提出後、必要に応じてメールで修正依頼等を行うことがありますので、予めご承知おきください。

【提出期限】令和6年11月20日（水） ※必着

【提出方法】紙媒体（郵送または持ち込み） 及び 電子媒体（メール）

【提出先】紙媒体：社会福祉課あて（〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

電子媒体：社会福祉課あてアドレス（sykaifukushi@pref.saga.lg.jp）

4 優先順位の考え方

法人から提出のあった協議書類について、1の整備方針に基づき、事業の必要性や確実性、法人の運営の安定性、補助実施の公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に協議対象事業を選定します。なお、原則として同一年度に同一法人から複数の事業を選定することはできません。

評価基準	最高	最低
	53	0
事業の必要性		
✓ 具体的利用見込者数の確保	3	0
✓ 既存施設の状況	9	0
✓ 優先的な協議対象の該当状況	5	0
法人の運営の安定性		
✓ 救護施設の運営実績	3	0
✓ 決算状況	3	0
✓ 第三者評価制度の受審状況	3	0
事業の確実性		
✓ 用地の確保、安定性	3	0
✓ 用地に係る規制等	3	0
✓ 自己負担分の資金調達方法	3	0
補助実施の公平性		
✓ 過年度の補助実績	3	0
✓ これまでの協議実績への配慮	15	0

5 その他留意事項

- (1) 本事業を行うために締結する契約については、平成28年7月20日付け佐賀県健康福祉部「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」に則り、工事費・工事請負費のほか、設計監督料等の工事事務費を含め、原則として、県の競争入札参加資格業者の一般競争入札等を行うことが必要となります。
- (2) 県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図るため、事業実施にあたっては「佐賀県ローカル発注促進要領」に則る必要がありますので、下請け工事を含めて県内企業へ発注することが基本となります。
- (3) 本事業の補助を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、処分制限がかかります。また、今回の整備計画において、国や県等から補助を受けていた施設に抵当権設定や取壊し等を行う場合、別途、財産処分承認の手続きが必要になることがあります。

(4) 令和7年度分の国庫補助協議のスケジュールは、以下のとおり予定しています。

時期	法人	県	国
令和6年 11月20日まで	協議書類提出		
		採点評価	
12月中旬		社会福祉法人等審査会	
令和7年 3月			R7年度当初予算分 国庫協議案内
4月上旬		国庫協議書類提出	
6月上旬			内示予定額の連絡
6月下旬		内示	内示
7月中旬	交付申請 事前着手届	交付申請 事前着手承認	
	事業着手		
9月		交付決定	交付決定